うるま市総合体育館整備運営事業　実施方針等に関する質問に対する回答【修正版】

（令和6年10月30日修正）

令和6年8月29日に公表した「実施方針等に関する質問に対する回答」について、以下のとおり修正します。

No.	資料	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目名	質問の内容	【修正前】回答	【修正後】回答	備考
6	実施方針	4	第1	3	(2)			事業期間 及び事業スケジュール	公園管理事務所棟の管理許可は最短いつから可能でしょうか。	新体育館内が竣工し、公園管理事務所機能を移すまでは公園管理事務所として使用することから、本施設引渡し期限の翌日以降で、公園管理事務所機能を新体育館に移転した後に管理許可が可能となります。 なお、事業者の提案に基づき公園管理事務所棟の改修を行う場合、当該改修に要する期間は管理許可の対象外とします。この点に関連し、要求水準書（案）第101(3)コの内容を募集要項等の公表時に修正する予定です。	新体育館内が竣工し、公園管理事務所機能を移すまでは公園管理事務所として使用することから、本施設引渡し期限の翌日以降で、公園管理事務所機能を新体育館に移転した後に管理許可が可能となります。 ~~なお、事業者の提案に基づき公園管理事務所棟の改修を行う場合、当該改修に要する期間は管理許可の対象外とします。この点に関連し、要求水準書（案）第101(3)コの内容を募集要項等の公表時に修正する予定です。~~	
49	要求水準書（案）	9	第1	7	(2)	ア		サービス対価	「施設整備の対価の一部に国の補助金・交付金並びにこれらの活用に係る地方債及び一般財源を充てる予定」とありますが、施設整備対価の何割程度を予定していますか？	施設整備に係るサービス対価は、交付金、補助金、地方債の充当額と関係なく出来高に応じた支払いを予定しているため、補助金等の充当が何割であるかの公表をする予定はありません。 なお、出来高に応じたサービス対価の算定方法は、募集要項等の公表時に示します。	施設整備に係るサービス対価は、交付金、補助金、地方債の充当額と関係なく~~出来高に募集要項に示す方法に~~応じた支払いを予定しているため、補助金等の充当が何割であるかの公表をする予定はありません。 なお、~~出来高に応じた~~サービス対価の算定方法は、募集要項等の公表時に示します。	
50	要求水準書（案）	9	第1	7	(2)			サービス対価	事業契約書案でお示しになるとは思慮しますが、施設整備費の支払い条件をご教示ください。	施設整備期間中の各年度末の出来高払い及び維持管理・運営期間中の割賦払いを想定しています。詳細は募集要項等の公表時に示します。	対象施設や対象業務に応じて、前払い・中間前払い・完成払い、施設整備期間中の各年度末の出来高払い及び維持管理・運営期間中の割賦払いを想定しています。詳細は募集要項等の公表時に示します。	